

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX 025-288-6
611 kashikarisashitome
@gmail.com
市民の会年会費 1,000円

第42回口頭弁論

2023年12月25日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第42回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

施設直下断層による地盤変異の危険性（準備書面109）

施設直下断層による地盤変異の危険性について、高野義雄弁護士は東電を追及

しました。

被告東電は、「古安田層」に分布する阿多山層以下に認められる褶曲構造に対応する変形が認められないとし、原子力規制委員会もこれを是認しています。しかし、2つのテフラは「ほぼ水平に分布」しておらず、西傾斜を示す区域と東傾斜を示す区域が存在します。2つのテフラを狭在する「古安田層」は、西山層及び椎谷層にみられる褶曲構造と極めて調和的な構造を示しています。東電は「古安田層」が約20万年前までに堆積した地層であると主張を前提としています。が、「古安田層」

新潟地裁まで入廷行動



れも東方に微傾斜を示すもののほぼ水平に分布し、西山層以下に認められる褶曲構造に対応する変形が認められないとし、原子力規制委員会もこれを是認しています。しかし、2つのテフラは「ほぼ水平に分布」しておらず、西傾斜を示す区域と東傾斜を示す区域が存在します。2つのテフラを狭在する「古安田層」は、西山層及び椎谷層にみられる褶曲構造と極めて調和的な構造を示しています。東電は「古安田層」が約20万年前までに堆積した地層であると主張を前提としています。が、「古安田層」

は、12〜13万年前に堆積した地層である可能性が高いです。施設直下断層は将来活動する可能性があり、地震時に動いて地盤に変異を生じさせることによって原発事故が発生する危険があります。

被曝上限を定めた法令は遵守できない

（準備書面110）

和田光弘弁護士は「被告による原子力発電事業は被曝上限を定めた法令を遵守できない」と主張しました。

本件原発を許可した立地審査指針には「周辺の公衆に放射線障害を与えない」という考えがあります。国が定める放射線管理区域では、1年ではほぼ5ミリシーベルト以内、喫煙、飲食の禁止、必要がある者以外の立ち入り禁止など、様々な制約があります。しかし、福島県内の避難指示が解除された区域は、放射線管理区域の基準すら満たされています。法令遵守が不可能な発電事業を被告に認めることは、法制度上、許されません。

被告に原発を運転する「資質」「適格性」はない（準備書面111）

近藤正道弁護士は「被告に原発を運転する『資質』『資格』はない」と訴えました。原子炉等規制法第43条では、「資質」「適格性」は「技術的能力」の一つとして扱われています。また、これを担保するものとして、



福島県の大熊町から避難している原告の大賀あや子さん

「保安規定」があります。東電は多くの不正・不祥事を起こしています。02年のトラブル隠し、06年のデータ改ざん、20年のミカード不正使用、21年の核物質防護設備の損傷と放置等々、枚挙にいとまがありません。原発事故の時点で適格性を失いましたが「7つの約束」など「特別の扱い」を受けました。それにもかかわらず、テロ対策の重大な不備を重ね、初のは正命令を受けました。審査の裏で、その後も次々と不祥事を重ね、他の事業者と比べ突出して多くの不祥事を発生させています。安全軽視の本質は変わっておらず、被告に「技術的能力」「適格性」はありません。

市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に古町十字路で街頭宣伝行動を毎回行っています。今回は20人が参加しチラシを配布しました。福島から原発事故で新潟に避難している原告の大賀あやさんがマイクを持って訴えました。今回は、3月28日（木）午後12時から古町十字路で街宣を行いますので、ぜひご参加ください。

県の元検証委員が集まり、市民検証委員会のシンポジウムが1月21日に新潟ユニゾンプラザで開催され、約300人が参加しました。元旦の能登半島地震を経て、柏崎刈羽原発の再稼働の危険性が改めて強調されました。今年の市民検証委員会は、避難問題にクローズアップをして、県内複数個所でワークショップを行う予定です。市民の会の皆様から重ね重ね恐縮ですが、市民検証委員会へのカンパのご協力を何卒よろしくお願います。

第43回口頭弁論期日のご案内

日時：2024年3月28日（木）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【特別傍聴券入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告/サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2024年3月23日（土）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

市民検証委員会のカンパをお願いします。

・郵便振替

00500-6-96752

いのちとふるさとの会

・他銀行からは ゆうちょ銀行

〇五九支店 当座預金

0096752

ホームページ

<https://shiminkenshouiinkai.jimdosite.com/>

